

(参考資料) 国土強靱化について

1 国土強靱化について

<国土強靱化とは>

「国土強靱化」とは、大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、どのような事態が起きても、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土や経済社会システムを平時から構築していくことをめざし、平成 25 年に「国土強靱化基本法」が制定され、国や地方自治体において、強靱化のための取組が進められています。

<国土強靱化の取組の進め方>

大規模自然災害に係る様々なリスクを設定したうえで、リスクに対する課題等（脆弱性）を評価・分析し、その対応策を検討します。対応策は、重点化等を行ったうえで計画的に実施し、進捗状況を把握・評価し、取組の見直し・改善を行いながら進めていきます。



2 「国土強靱化基本法」の概要（平成 25 年制定・施行、平成 28 年一部改正）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法 概要

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

脆弱性評価の結果の検証
評価結果に基づき策定

脆弱性評価の実施

※ 国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靱化地域計画の策定

※ 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]



国土強靱化推進本部の設置

※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

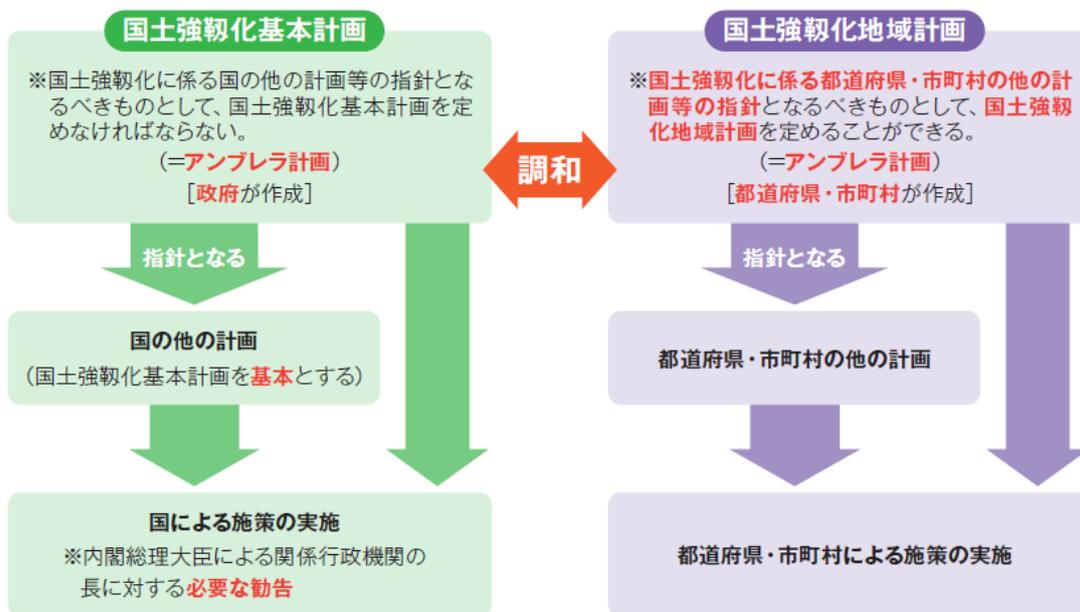
その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

3 「国土強靱化地域計画」について

国土強靱化基本法に基づき、国では「国土強靱化基本計画」（基本計画）を策定します。一方、地方自治体（都道府県・市町村）では、各自自治体における事前防災・減災対策の指針として「国土強靱化地域計画」を策定し、国の基本計画との調和を保ちながら取組を進めます。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



<「地域防災計画」との関係>

「地域防災計画」は、主に発災時・発災後の対応に重点を置くのに対し、「国土強靱化地域計画」は、主に発災前の「事前防災・減災」に重点を置いた計画です。国土強靱化地域計画は、本町の事前防災・減災対策に関して、町地域防災計画をはじめ各行政分野の個別計画等の指針となるものです。

(地域防災計画との比較)

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

